

資料1 動物取扱業に関する基準等(素案)(諮問3～7関係)

第1 登録の拒否基準

1 動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱い関係

- (1) 業の実施に係る土地及び施設に関して、業の実施に必要な権原を有していること。
- (2) 提出された事業計画書が、第2 登録の遵守基準中に規定する基準(以下に掲げる事項に限る。)に適合していること。

参考「第2 登録の遵守基準(抜粋)」

- (1) 動物を顧客、取引きの場所を提供する者等(以下「顧客等」という。)と接触させ、又は顧客等に譲り渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者にあつては、離乳等を終えて当該動物種と同じ種類の餌を自力で食べることができるようになった個体を販売に供するものであること(哺乳類に限る。)

販売業者及び貸出し業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった個体を販売又は貸出しに供するものであること。

販売業者及び貸出し業者にあつては、二日間以上にわたつて動物の状態(下痢、嘔吐、四肢の麻痺等外見上判別できるものに限る。)を観察し、動物の健康及び安全上の問題がないことを目視によって確認できた動物を販売又は貸出しに供するものであること。

- (3) 動物の適正な飼養又は保管の方法等についての説明は、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者にあつては、契約に当たつて、あらかじめ、生理、生態及び習性に合致した適正な飼養又は保管を行うために必要な次に掲げる当該個体の状態及び特性に関する情報を、顧客に対して文書(電子的記録を含む。)をもって説明するとともに、当該説明書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせるものであること。

イ 動物の種類

ロ 性成熟時の標準体重及び標準体長

ハ 平均寿命

ニ 飼養施設の構造及び規模

ホ 給餌給水方法

ヘ 運動及び休息方法

ト 当該動物種に起因する主な感染性の疾病の種類及びその予防方法

チ 不妊又は去勢の方法及び費用その他の適正な飼養又は保管の方法(哺乳類に限る。)

リ 当該動物に係る遺棄の禁止その他の関係法令の規定による規制

ヌ 性別(判別が可能なものに限る。)

ル 生年月日

- ヲ 不妊又は去勢措置の実施状況（哺乳類に限る。）
 - ワ 生産地等の生産情報（取次ぎ又は代理販売の場合は所有者の氏名を併記すること。）
 - カ 当該個体の病歴並びにワクチン接種状況
 - コ 当該個体の親及び同胎動物に係る遺伝性疾患の発生状況
- 貸出し業者にあつては、契約に当たって、生理、生態及び習性に合致した適正な飼養又は保管を行うために必要な次に掲げる当該個体の状態及び特性に関する情報を提供するものであること。
- イ 給餌給水方法
 - ロ 飼養施設の構造及び規模
 - ハ 運動及び休息方法
 - ニ 当該動物種に起因する主な感染性の疾病の種類及びその予防方法
 - ホ その他の適正な飼養又は保管の方法
 - ヘ 性別
 - ト 避妊又は去勢措置の実施状況
 - チ 当該個体のワクチンの接種状況
- 及び に掲げる販売時の説明及び確認並びに貸出し時の情報提供の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管するものであること。

- (3) 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員を当該事業所の専属の動物取扱責任者として配置するものであること。
- (4) 顧客と接する職員は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。ただし、いずれにも該当しない職員が、次の要件を満たす職員の立会いの下で顧客と接することを妨げない。

当該業に係る半年以上の実務経験があること。

当該業に係る知識及び技術を一年間以上教育する学校等を卒業していること。

公的団体又はこれに準ずる合議制の団体が試験等により客観的に審査する仕組みを設けて実施する当該業に係る知識及び技術の習得の証明を得ていること。

2 飼養施設の構造、規模及び管理関係

- (1) 業の実施に必要な次の機能を備えた場所を確保しているものであること。

動物の保管

動物及び器具の洗浄

汚物、残さ等の廃棄物の集積

動物の死体の一時的保管

飼料の保管

清掃用具の保管

訓練（訓練業者に限る。）

- (2) 業の実施に必要な次の設備を備えるものであること。

個別保管設備

必要に応じた照明設備
給水設備
洗浄設備
消毒設備
排水設備
汚物処理設備
飼料保管設備
空調設備（屋外施設を除く。）
遮光及び防風雨設備

（３）ケージ等の個別保管設備は、次のとおりであること。

人工物を使用する場合は、金属、プラスチック、コンクリート、木材等の洗浄が可能な耐水性の材質とすること。

床面が人工物である場合にあっては、その材質及び形状は、糞尿等の漏洩を遮断できるものとする。

側面及び天井面の全部又は一部については、常時、採光及び通気が確保される構造とすること。ただし、傷病動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

床等に確実に固定する等により、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられているものであること。

（４）規模及び構造が取り扱う動物の種類及び最大取扱数にかんがみ著しく適切を欠くものでないこと。

第２ 登録の遵守基準

１ 飼養施設の規模、構造等

飼養施設の規模、構造等は、次に掲げるとおりとする。

（１）ケージ等の個別保管設備には、給餌給水設備を備えるとともに、糞尿処理設備を備えるか又は床敷き等の糞尿対策の措置が講じられていること。ただし、一時的に飼養又は保管をする場合等の特別な事情がある場合はこの限りでない。

（２）ケージ等の個別保管設備には、動物の生態及び習性並びに飼養期間の長短に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。

（３）動物の鳴き声等により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための設備を備えること。

（４）臭気又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、臭気又は動物の毛等の飛散を軽減する空気清浄機等の設備、汚物の臭気を軽減する脱臭装置、汚物を処理す

る密閉容器等の設備等を備えること。

- (5) ねずみ、はえ、のみその他の衛生動物が発生し又は侵入するおそれがある場合にあっては、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。
- (6) 業の実施に必要な各種機能を備えた場所の床面積は、業の実施に必要なとされる日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有した規模とすること。
- (7) ケージ等の個別保管設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有した規模とすること。また、飼養期間が長時間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有した規模とすること。ただし、傷病動物を飼養又は保管をする場合、一時的に保管する場合等の特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (8) 飼養施設は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、飼養する動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質であること。
- (9) 飼養施設の底面、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質であること。
- (10) 飼養する動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とし、必要に応じて施錠設備を備えること。
- (11) 異種又は複数の動物を飼養する場合には、ケージ等の個別保管設備の構造若しくは配置又は同一の個別保管設備内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争の発生を避けること。

2 飼養施設の管理

飼養施設の管理方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼養施設は、定期的に清掃及び消毒を行い、衛生管理上の支障及び周辺的生活環境の保全上の支障が生じないように清潔を保つこと。
- (2) ケージ等の個別保管設備については、一日一回以上の清掃を行い、残さ、糞尿等は適切に処理すること。ただし、広大な自然草地等を利用した保管設備である等の特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (3) 保管業者及び訓練業者にあつては、前号に掲げるほか、飼養する動物を搬出するたびに当該飼養施設の清掃及び消毒を行うこと。
- (4) 飼養施設については、一日一回以上の巡回を行い、日常的な管理及び保守点検を行うこと。
- (5) 施設の清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管すること。

3 動物の管理

動物の管理の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 動物を顧客、取引きの場所を提供する者等(以下「顧客等」という。)と接触させ、又は顧客等に譲り渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者にあつては、離乳等を終えて当該動物種と同じ種類の餌を自力で食べることができるようになった個体を販売に供するものであること(哺乳類に限る。)、販売業者及び貸出し業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった個体を販売又は貸出しに供するものであること。

販売業者及び貸出し業者にあつては、二日間以上にわたって動物の状態(下痢、嘔吐、四肢の麻痺等外見上判別できるものに限る。)を観察し、動物の健康及び安全上の問題がないことを目視によって確認できた動物を販売又は貸出しに供するものであること。

販売業者、貸出し業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかからないよう、顧客等が危害を受けないよう、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかからないよう、顧客等に対して当該動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

販売業者にあつては、当該飼養施設における飼養中(取次ぎ又は代理を行っている場合を含む。)にワクチン接種が行われ、又は疾病等に係る獣医療が行われた動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。また、動物の仕入先から受け取った当該証明書類がある場合には、それらも併せて添付すること。

販売業者、展示業者及び貸出し業者にあつては、飼養する動物の健康を保持するため、顧客が業の実施に供する動物にみだりに食物を与えることができないよう必要な措置を講ずること。顧客が当該動物に食物を与えることを認める場合には、認められた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

(2) 飼養施設における飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。

飼養施設及びケージ等の個別保管設備の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理の徹底策を講じた上で一時的に当該施設等の外で飼養又は保管をする場合はこの限りでない。

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、施設の構造及び規模並びに職員数に見合ったものとする。

ケージ等の個別保管設備に入れる動物の種類及び数は、その構造及び規模に見合ったものとする。

動物の生理、生態等に適した温度、照明、音、通風、湿度等が確保されるように飼養環境の管理を行うこと。

飼養する動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、適切な種類、量、回数等により給餌給水を行うこと。

展示業者及び販売業者にあつては、長時間の連続展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じて展示を行わない時間を設けること。

走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難な個別保管設備において動物の飼養又は保管をする場合には、そのことによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

幼齢な犬、ねこ等の社会化期を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、必要に応じて親子又は同胎動物と共に飼養すること。保管業者及び訓練業者にあつては、飼養する動物間での感染症や闘争の発生を防止するため、顧客の動物を個々に収容すること。

汚物、残さ等の廃棄物及び動物の死体は、速やかに適正に処理すること。

動物の鳴き声、臭気等の発生、動物の毛又は羽毛の飛散及びねずみ、はえ、のみその他の衛生動物の発生により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、住宅地内に立地する場合にあつては、長時間にわたる鳴き声、深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないように、動物、飼養施設の開口部等の管理に万全を期すこと。

動物が逸走しないように動物及び飼養施設の管理に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。

展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸又は訓練をさせる場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸及び訓練が過酷なものとならないようにすること。

貸出し業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われぬようにすること。また、撮影等の貸出し先における利用の時間、環境等を適切なものとし、動物に過度の苦痛を与えないようにすること。

一日一回以上の巡回を行い、飼養又は保管する動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保存すること。

販売業者、展示業者及び貸出し業者にあつては、野生動物又はこれに類した動物を業の実施に供する場合には、その飼養可能性にかんがみ、適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、導入に当たっては、必要に応じて馴化措置を講じること。

(3) 動物の適正な飼養又は保管の方法等についての説明は、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者にあつては、契約に当たって、あらかじめ、生理、生態及び習性に合致した適正な飼養又は保管を行うために必要な次に掲げる当該個体の状態及び特性に関する情報を、顧客に対して文書(電子的記録を含む。)をもって説明するとともに、当該説明書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせるものであること。

イ 動物の種類

ロ 性成熟時の標準体重及び標準体長

ハ 平均寿命

ニ 飼養施設の構造及び規模

- ホ 給餌給水方法
 - ヘ 運動及び休息方法
 - ト 当該動物種に起因する主な感染性の疾病の種類及びその予防方法
 - チ 不妊又は去勢の方法及び費用その他の適正な飼養又は保管の方法（哺乳類に限る。）
 - リ 当該動物に係る遺棄の禁止その他の関係法令の規定による規制
 - ヌ 性別（判別が可能なものに限る。）
 - ル 生年月日
 - ヲ 不妊又は去勢措置の実施状況（哺乳類に限る。）
 - ワ 生産地等の生産情報（取次ぎ又は代理販売の場合は所有者の氏名を併記すること。）
 - カ 当該個体の病歴並びにワクチン接種状況
 - コ 当該個体の親及び同胎動物に係る遺伝性疾患の発生状況
- 貸出し業者にあつては、契約に当たって、生理、生態及び習性に合致した適正な飼養又は保管を行うために必要な次に掲げる当該個体の状態及び特性に関する情報を提供するものであること。
- イ 給餌給水方法
 - ロ 飼養施設の構造及び規模
 - ハ 運動及び休息方法
 - ニ 当該動物種に起因する主な感染性の疾病の種類及びその予防方法
 - ホ その他の適正な飼養又は保管の方法
 - ヘ 性別
 - ト 避妊又は去勢措置の実施状況
 - チ 当該個体のワクチンの接種状況
- 販売業者にあつては、販売に供している動物を顧客が目視により確認できるようにするものであること。また、各動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電子的な記録を含む。）により表示するものであること。
- イ 動物の種類
 - ロ 性成熟時の標準体重及び標準体長
 - ハ 性別
 - ニ 生年月日
 - ホ 生産地等の生産情報（取次ぎ又は代理販売の場合は所有者の氏名を併記すること。）

及び に掲げる販売時の説明及び確認並びに貸出し時の情報提供の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管するものであること。

- (4) 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。新たな動物を飼養施設に導入するに当たっては、当該動物が健康であることを外見による目視又は顧客からの聞き取りにより確認することとし、それまでの間、必要に応じて他の飼養中の動物と接触させないようにすること。

飼養する動物の疾病及びけがの予防、寄生虫の防除等日常的な健康管理に努めること。

疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

動物が疾病にかかり、又は負傷した場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ねずみ、はえ、のみその他の衛生動物により飼養する動物が健康被害を受けないよう、発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

(5) 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。

販売業者、展示業者及び貸出し業者にあつては、販売、展示又は貸出しのために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題が生じるおそれのある動物（組合せを含む。）幼齢な動物又は高齢な動物を繁殖の用に供さないこと。

販売業者、展示業者及び貸出し業者にあつては、販売、展示又は貸出しのために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、その繁殖の回数を適切なものとする。

販売業者、展示業者及び貸出し業者にあつては、施設の構造及び規模、職員数等を踏まえ、計画的な繁殖を行うようにすること。また、必要に応じて、繁殖を制限するための措置を講じること。

販売業者、展示業者及び貸出し業者にあつては、販売、展示又は貸出しのために動物を繁殖させる場合には、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を備え付け、五年間保管すること。

(6) 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。輸送業者に委託する場合にあつても同様とする。

ケージ等の個別保管設備は、床等に確実に固定する等により、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。

輸送中は、常時、動物の状態を目視により確認できる設備や体制が確保されていること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

輸送する動物の種類及び数は、輸送施設の構造及び規模並びに職員数に見合ったものであること。

ケージ等の個別保管設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものであること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

輸送施設は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔が保たれていること。

空調設備の配備等により、動物の生理、生態等に適した温度、照明、音、通風、湿度等が確保されるように環境管理が行われること。ただし、動物の生理、生態及び習性により、温度調整、換気等を行う必要がない場合並びに動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

飼養する動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、適切な種類、量及び回数により給餌給水が行われること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特

別な事情がある場合は、この限りでない。

動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

輸送中の衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置が講じられること。

- (7) 業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。取次ぎ又は代理販売に係る広告を行う場合にあっては同様とする。

当該業に係る事業者の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種類、登録番号及び登録年月日（有効期限）並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。

安易な飼養の助長を防止するため、事実に反した飼養の容易さ、幼齢時の一過性の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を誇張すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

- (8) 飼養又は保管に係る職員の体制は、次に掲げるとおりとすること。

取り扱う動物の種類及び数並びに飼養施設の構造及び規模に見合った職員数を確保すること。

都道府県知事が実施する研修会において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。

- (9) その他、動物の管理は次の方法によること。

動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況（動物の種類、数、生年月日、取引年月日、病歴、相手方の氏名及び連絡先、動物取扱業登録の有無等）について記録した台帳を備え付け、五年間保管すること。

業の廃止等により、業の実施の用に供することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与える努力をすること。殺処分しなければならない場合等にあっては、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

毒へび等の有毒動物の飼養及び保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、人の生命又は身体に対する侵害の防止に努めること。

動物を飼養又は保管する場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、避難方法の確立、非常食の準備等の対策を講じること。

業の実施に当たり、動物の仕入れ、販売等動物の取引を行うに当たっては、その相手方が関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取するよう努め、違反が確認された場合にあっては動物の取引を行わないこと。

第3 標識の掲示

標識の掲示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入り口から見やすい位置の壁面に掲示する。

氏名（法人にあっては名称）

事業所の名称及び所在地

動物取扱業の種別

登録番号

登録年月日（有効期限）

動物取扱責任者の氏名

(2) 事業所以外の場所で営業をする場合にあっては、次に掲げる事項を記載した標識を、顧客と接するすべての職員について、その胸元等顧客から見やすい位置に掲示する。

氏名（法人にあっては名称）

事業所の名称及び所在地

動物取扱業の種別

登録番号

登録年月日（有効期限）

第4 - 1 動物取扱責任者の選任

動物取扱責任者は、動物取扱責任者研修において得た知識に関する習得指導を、当該事業所における動物取扱責任者以外のすべての職員に対して実施できる知識や技術を有していると認められる職員のうちから選任すること。

参考 「第1 登録の拒否基準（抜粋）」

(3) 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員を当該事業所の専属の動物取扱責任者として配置するものであること。

(4) 顧客と接する職員は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。ただし、いずれにも該当しない職員が、次の要件を満たす職員の立会いの下で顧客と接することを妨げない。

当該業に係る半年以上の実務経験があること。

当該業に係る知識及び技術を一年間以上教育する学校等を卒業していること。

公的団体又はこれに準ずる合議制の団体が試験等により客観的に審査する仕組みを設けて実施する当該業に係る知識及び技術の習得の証明を得ていること。

第4 - 2 動物取扱責任者研修

- (1) 動物取扱責任者研修の開催の通知を受けた動物取扱業者は、その旨を遅滞なく選任した動物取扱責任者に対して連絡しなければならない。
- (2) 動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、業の登録に係る都道府県知事の定める動物取扱責任者研修を次に掲げる方法により受けさせなければならない。
- 一年に一回以上とすること。
 - 一回当たりの研修時間は三時間以上とすること。
 - 研修科目は次のとおりとすること。
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）
 - ロ 動物取扱業の飼養施設の管理に関する方法
 - ハ 動物取扱業に係る動物の管理に関する方法
 - ニ その他業務の内容及び実施に関すること

参考 変更の届出が要らない軽微な事項

変更の届出が要らない軽微な事項は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 動物の飼養又は保管に係る設備の変更であって、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、登録時（法十四条第一項の規定による届出をしたとき）にあっては、その届出が受理された時。第二項において同じ。）から通算して、当該設備を備える施設の延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
- 設備の新設及び増設
 - 現在の設備と同等以上の機能を有する設備への改設
 - 設備の配置の変更
- (2) 飼養施設（設備を除く。）の規模の増大に係る変更であって、登録時から通算して、延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
- (3) 飼養施設の構造の変更であって、現在の当該施設と同等以上の機能を有する施設への改設であるもの
- (4) 飼養施設の管理の方法の変更であって、軽微であるもの